

令和5年第2回 環境審議会 菅井委員

NO	質問・ご意見	回答（環境・エネルギー施策推進課）
1	<p>例えば東京都に要請したら公表していただくことになったとか、こういう意味では、これは、ある意味で事務局としてしっかりフォローしていただきたいなど。先方がやりたくないから出さないよというのではなくて、事務局として粘って、あくまでもこれは区民に対して報告する義務があるというか、意味が非常にあるのだという視点で事業者に対応していただきたいなという一つの試金石になると思うのですね。向こうは、条例上は要請することになっていて、向こうが駄目だったら出さなくてもよいと。そうすると、事務局としては、「向こうが出さないのだったら出さないでよいですね」で終わってしまう。それが果たしてよいのかという一つの試金石になるのではないかと考えています。</p>	<p>ご意見も踏まえ、事業者への適切な対応に努めてまいります。</p>
2	<p>御説明にあった評価結果のところですが、報告のところ。これも、そもそもこの制度そのものをもう一度見直したほうがよいのではないかとこのところまで遡って、今回、意見を出しておきたいなと思います。</p> <p>論点は2つあって、事前に、ここでも御説明がありましたが、一次審査で関係所管が議論した上で、事業者に対して要請することは要請すると。そして、この報告資料の中にもありましたが、幹事会での主な意見が出ていますが、この意見はどういう形で伝わっているのか。意見を出して、結果的にそれが「聞いておきましたよ」で事業者が終わってしまったら、幹事会での意見は何ら役に立っていないということではないのかなど。「努めてください」というような形で意見を出しているだけで、果たして意見がどれだけ有効なのか非常に怪しいなと思っています。</p>	<p>世田谷区には、街づくり条例に基づく建築構想の届出制度、住環境整備条例、みどりの基本条例、風景づくり条例等の各種条例があり、これらの条例の基準や委員会意見等を踏まえた上で、環境配慮制度に基づく届け出がなされるという流れになっております。環境配慮制度は、規制ではなく、評価し公表をする制度であるというのが、基本となっている中で、幹事会では、さらに守っていただけるとベターな内容がある場合に、終了通知書に意見を添え、必要に応じて、現地立ち合いも行い事業者との協議を行っております。</p> <p>なお、事業者に対し要請が必要な場合には、環境審議会の意見を聴いた上で、これを行うことができることを定めており（環境基本条例第12条）、要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるように勧告等を行うことができることとしております。（環境基本条例第14条）</p>
3	<p>一つの例として、これはちょっと古いのですが、調べてみて、緑化率がプラス1点を取っているケースがあったのですが、これは調べていただければと思うのですが、平成29年度の公表されたウェブから見ているのですが、（仮称）三軒茶屋ビル計画というのがあって、これは246号に面しているビルだと思うのですね、これだけの大きい、地上11階のビルなのですが、ここで事業者が出した計画の中で、高木が40%を上回る、2点がついてたり、それから、地上部だけでの基準を満たすとかで、グーグルストリートで見ると、まだ工事中なのか、もうほぼ工事が終わっている状況なのか、みどりがビルの周りには全く見られない、246沿いなどだと見られないので、これは何をもちて事業者が出した報告を承認したのか。</p>	<p>平成29年度の（仮称）三軒茶屋ビル計画のみどりの基本条例に基づく届け出の審査、条例に基づき、世田谷総合支所街づくり課で行っております。</p> <p>平成29年当時の届出書を確認したところでは、当該敷地におけるみどりの基本条例上の緑化基準については、建築物上の緑化についてのみ緑化基準25%が適用され、実施緑化率25%となっております。また地上部の緑化は、基準緑化率0%に対し、実施緑化率1.51%。樹木本数について、基準樹木本数は高木0本の基準に対し実施樹木本数2本、準高木0本の基準に対し実施樹木本数6本、低木0本の基準に対し、実施樹木本数96本という計画内容になっております。高木は、基準値が0本となっており、2本植えたことで、基準値4.0%を上回るということで、2点の採点がなされたと考えられます。</p> <p>なお、図面上の緑化率や緑化本数等を確認し、みどりの基本条例に基づく審査は、所管課（各総合支所街づくり課）で行っております。また、環境基本条例においても、環境・エネルギー施策推進課において緑化計画に関する資料を確認の上、評価算定書による採点を行い、評価結果を公表しております。</p>

令和5年第2回 環境審議会 菅井委員

NO	質問・ご意見	回答（環境・エネルギー施策推進課）
4	<p>もう一つは、そもそも区として、この事業報告書で出したものの内容がふさわしいものであったのかどうか、ふさわしいと言うか、実行されたのかどうかのチェックを区としてやっているのかどうか。建築確認のところでやっているのでしょうかけれども、例えばこういうみどりのことなどについて、ちゃんとチェックされているのかどうか非常に不思議に思いました、というか疑問に思いました。</p> <p>したがって、そここのところがどれだけ事業者に届くかと、それがちゃんと守られているのかということ、このあたりが制度としてどうなのかなということ非常に疑問に思いました。</p>	<p>緑化に関する指導は、みどりの基本条例の基準に基づき所管課（各総合支所街づくり課）において行っております。みどりの基本条例の基準を満たした上で、建築確認申請が出されることとなります。環境配慮制度は、みどりの基本条例等に定められた各種基準を上回る環境配慮がなされた計画を評価し公表するものです。</p>
5	<p>それから、あともう一点ぐらいかな。この環境配慮制度というのはウェブで公表しますと書いてあるのですが、データで調べると、平成2年までしか出ていないのですね。平成3年まで出ていたかな。去年なども出してもよいはずなのに、出ていないとか、情報の公表をしっかりとしますと、冒頭にこれは書いてあるのに、そういう情報が出ていないとかいうところで、これはもう一度、この制度の見直しも含めて、どういう運用がされているのかをやってみたいなど。</p> <p>これですね、最新更新日が令和4年の5月に公表されているのですが、令和3年までしか公表されていないのです。</p>	<p>環境配慮制度における建築計画の評価結果の公表については、令和4年度分を、本年第二回環境審議会の開催後に公表できるよう準備をしており、11月7日付けで公表致しました。</p>

令和5年第2回 環境審議会 豎山委員

NO	質問・ご意見	回答（環境・エネルギー施策推進課）
1	<p>4番のここは、私が質問して、その回答だと思うのですが、ちょっと私の説明不足もあったかもしれませんが、「比較すべきでない改築前後の数値のため」とは、今後、この数値を出さないというふうに取りましたが、それはやめてほしいと思います。というのは、懸念を持っているのは、前後で、悪くなってしまったりとか、そういうものが、基準に達していればよしとして、見られていないのではないかという懸念を持ったのですね。具体的に言うと、その次に書いてあるカーメスト用賀では緑化率が従前 55 %が36 %に下がっているんですよ。だけど基準よりはよいからといって3つ星がついているのですね。</p> <p>だから、この環境配慮制度自体にそういう欠陥がないのか、世田谷区としてみどりを減らさない、減っているから困っているという状況なのに、これでよいのかというのが問題意識です。</p> <p>これについて、時間がないでしたら、ぜひ次回なりに御回答いただきたい。私としては、改築前後の比較指標は残してほしいということで要望したいと思います。</p>	<p>・「開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について」の資料では、豎山委員にご指摘いただいた改築前後の比較指標ということで、「計画」に加えて「従前」の欄も設けさせていただきます。</p> <p>・環境配慮制度は、既存の各種制度上の規制を基本的に満たしたものに対し評価し公表をする制度です。</p> <p>・カーメスト用賀における「緑化率が従前 55 %が 36 %に下がっているが、3つ星がついている」というご指摘についてですが、環境配慮制度では緑の量だけでなく、「緑の質の向上」についても評価しています。カーメスト用賀では、緑化率（量の観点だけで言いますと星の数は1つになりますが、緑の質の向上の観点（常緑樹と落葉樹のバランス、新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽、花の咲く木など季節を感じられる植栽計画、既存樹木の保存、生きものや水環境に関する工夫）から、評価点が加えられ、結果的に3つ星がついており、制度的には有効に機能していると考えます。</p> <p>・なお、既存の建築物の建蔽率や容積率を超えて建てられないようにすべきではないかという考え方は、環境配慮という側面では重要なご指摘とも考えますが、建築物の新陳代謝を促進する必要性（耐震性や防災性の向上ほか）も踏まえますと、従前通りを担保することは現実的には難しいと思われまます。</p>